

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 ; 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 ; 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	
270220005	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	独占禁止法9条ガイドラインの改正による報告の適正化	<p>独占禁止法9条ガイドラインについて、廃止を求めているところではあるが、現在の経済実態に即し、下記3点を要望する。</p> <p>主要な事業分野の業種について、日本標準産業分類を活用することは評価すべき市場実態を反映していないため、より大括的な二分分類を原則とすべきである。</p> <p>「大規模な会社」の該当判断の基準を一律的な総資産額から事業分野ごとの基準とし、実態に沿った報告にすべきである。</p> <p>分社化した会社が上場等により議決権比率が低下した場合であっても「事業支配力が過度に集中することにならない会社」として扱うべきである。</p> <p>【規制の現状】</p> <p>独占禁止法9条ガイドラインでは、主要な事業分野の業種について、日本標準産業分類(三桁分類)を活用することを求めている。</p> <p>「大規模な会社」の該当判断の基準を一律的な総資産額(15兆円以上)と定めている。</p> <p>「事業支配力が過度に集中することにならない会社」の例として、「自身が現に営む事業部門を子会社化し、かつ当該子会社の株式を100%取得する場合(設立当初から100%所有を継続している場合に限り)」と定めている。</p> <p>【要望理由】</p> <p>(日本標準産業分類)の事業分野は、ビジネスの多角化が進んだ今日において、分類が困難なケースが多数存在しているため、事業形態により必要となる資産規模は異なり、企業の資産規模とその事業支配力の大小は必ずしも一致するものではないと考えられるため、事業形態により必要となる資産規模は異なり、企業の資産規模とその事業支配力の大小は必ずしも一致するものではないと考えられるため、分社化した会社が、上場等により当該親会社の議決権比率が低下したとしても、それにより事業支配力の集中が進む取ではなく、むしろ当該会社を通じた相対的な事業支配力は低下すると考えられ、「分社化」の要件のうち全株式継続保有の要件は無くすべきであると考えているため。</p>	(一社)日本経済団体連合会	公正取引委員会	独占禁止法9条	検討を予定	<p>平成26年6月24日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、公正取引委員会は、平成26年度中に「独占禁止法9条に基づき(今後の一般集中規制の在り方について、市場集中規制がある中、存在意義は無く廃止すべきとの指摘があることを踏まえつつ、現在の経済社会において規制が廃止されることにより実際に生じ得る現実的な弊害を具体的に明らかにする。)とされており、独占禁止法9条に関しては、まずは上記計画に基づき鋭意作業を進めているところであり、平成26年度中にその結果を公表することとしています。</p>	
270220006	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	生産出荷集中度調査の見直し	<p>生産出荷集中度調査が2年に1回実施されているが、データ抽出が容易でなくかつ対象品目も変更になることから、調査回数を5年に1回などにして調査の頻度を減らすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>実務上の作業負担の緩和</p>	(一社)日本経済団体連合会	公正取引委員会	独占禁止法27条の2第	対応不可	<p>生産・出荷集中度調査は、独占禁止法の運用、競争政策の企画・立案を実施する上で、我が国の主要産業における経済力集中の実態について適切に把握することが必要であることから実施してきているものです。</p> <p>また、独占禁止法8条の4(独占的地位に対する措置)の規定が導入された際の国会における附帯決議においては、経済の実態に即したガイドラインの作成、公表が求められており、公正取引委員会は、これを踏まえ、同条の規定の適切な運用を図り、事業者の予見可能性を確保する観点から、「独占的地位の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」を作成・公表しています。そして、このガイドラインは、その別表において、同条の規定に係る国内総供給価額要件及び事業分野占率要件に該当すると認められる事業分野並びに今後の経済事情の変化によってはこれらの要件に該当するデータとなる認められる事業分野を明らかにしてきています。同別表作成の基礎となるデータは、隔年で実施してきている生産・出荷集中度調査により得られており、新しい調査結果が出る度に、上記別表の改定が必要となるという状況にあります。</p> <p>このように、独占禁止法8条の4の規定の適切な運用を図るとともに、独占禁止法の運用、競争政策の企画・立案を適切に実施するためには、引き続き隔年で生産・出荷集中度調査を行う必要があるものと考えております。</p>	
270220007	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	グループ会社を最終顧客とする製造委託等の下請法の適用除外	<p>グループ内企業を最終需要者とする役割、商品についても下請法の適用対象外とすべきである。</p> <p>【提案理由】自家使用役割、自家使用製品の発注については、下請法の適用対象外とされている。</p> <p>また、公取委は、親子会社間取引が「実質的に同一会社内での取引とみられる場合」として適用上問題としないことを明らかにしているが、これは連結会社を一つの事業体として捉えているものと考えられる。</p> <p>以上から、グループ内企業を最終需要者とする役割、製品は実質的には自家使用であり、自家使用役割、自家使用製品として下請法の適用対象外とするのが合理的と考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	公正取引委員会	下請代金支払遅延等防止法	対応不可	<p>同一企業グループ内事業者間の形式的には下請法の適用対象となる取引において、仮に減額行為が行われたとしても、同一企業グループ全体で見ても不利益が生じているものではなく、下請法によって救済する必要性が乏しいため、下請法の適用対象としない運用を行っています。しかしながら、企業グループ外の下請業者に役員提供委託もしくは製造委託する際に仮に減額行為が行われた場合は、たとえそれが企業グループ内の事業者に役員提供もしくは製品販売されたとしても、当該下請業者には実際に不利益が生じることとなり、下請法によって救済すべきにもかかわらず、放置するのは適切ではないと考えます。したがって措置は困難です。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	
270220008	26年10月16日	27年1月29日	27年2月20日	独占禁止法第11条における信託勘定に対する議決権保有規制の見直し	<p>[提案の具体的内容]</p> <p>独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制につき、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権(委託者等が議決権を行使できる場合等を除く、以下同じ)、保有割合の規制の緩和に向けた検討を要望するもの。</p> <p>例えば、現行の銀行勘定・信託勘定合算で5%以内としているものを、「銀行勘定5%以内かつ信託勘定5%以内」とすること。もしくは、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権そのものを独占禁止法第11条に定める議決権保有規制の対象から除外することを検討頂きたい。</p> <p>[提案理由]</p> <p>「独占禁止法第11条に定める議決権保有規制については、平成26年4月1日付「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方の改正により、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権について、認可要件の一部(勘定等の認可条件が緩和されたもの)を、依然信託勘定に係る株式に対する機動的・効率的な運用の支障が残ることから、更なる緩和に向けた検討をお願いするもの。」</p> <p>「独占禁止法第11条は、事業支配力の過渡の集中の防止、および競争上の問題の発生を防止、の観点から、豊富な資金量と有し、融資を通じて他の会社に大きな影響力を及ぼし得る銀行および保険会社に対して、株式に係る議決権の保有規制を課している(信託銀行は銀行勘定と信託勘定で保有する株式に係る議決権を合算し5%以内、なお、保険会社は10%以内)。</p> <p>「信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権は、信託法等の法令に則り信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであり、銀行勘定で保有する株式に係る議決権とは別として議決権行使を行う態勢を整えている。それにより、銀行勘定が信託勘定を利用して事業支配力の過渡の集中および競争上の問題の発生のおそれはないしたが、銀行勘定と信託勘定については、独立したものと考えるべきであり、例えば「銀行勘定5%以内かつ信託勘定5%以内」として頂きたい</p> <p>銀行に対する議決権保有規制は、昭和52年改正法により議決権保有割合がそれまでの10%から5%に引き下げられ、現在に至っているが、他方、同改正時に保険会社については10%が維持されている。また、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権は、信託法等の法令等に則り信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであるため、議決権行使態勢を整えていることから、事業支配力の過渡の集中および競争上の問題の発生のおそれなく、独占禁止法第11条に定める議決権保有規制の対象から除外することも検討頂きたい。</p>	(一社) 信託協会	公正取引委員会	<p>「独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5(保険業を営む会社においては、100分の10)を超えて有することとなる場合における議決権の取得又は保有を規制しています。ただし、同項第3号により、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得又は所有することによる議決権の取得又は保有については、同項の適用が除外されています。</p> <p>「同条第2項では、第1項第3号(委託者若しくは受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受益者に指図を行うことができる場合を除く。)の場合においては、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないとされています。</p>	独占禁止法第11条	対応不可	<p>「信託勘定で保有する株式に係る議決権が信託法等の法令に基づき信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであること等の信託勘定の特性については、現行の規定においても既に考慮されており、1年間認可を要せずに総株主の議決権の100分の5を超える議決権を保有することが認められているとともに、認可があれば1年を超えて保有することが可能です。</p> <p>「加えて、提案者の要望内容も踏まえて、公正取引委員会は、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」を改定し、信託勘定で保有する株式に係る認可要件の一部を廃止するとともに、認可に当たって期限を付さないこととするなど、規制を大幅に緩和したところです(平成26年4月)。</p> <p>「一方で、信託勘定で保有する株式に係る議決権については、信託銀行が自己の意思に基づき議決権を行使することができること。この点は、提案者が挙げる規制等の存在によって何ら変わるものではない以上、独占禁止法第11条による認可制度を設けて、公正取引委員会が、信託銀行が事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生のおそれの有無を審査する必要があります。</p>
270313046	26年10月31日	27年1月29日	27年3月13日	銀行グループにおけるマーチャントバンキング業務の拡大及び議決権取得規制に係る運用基準の緩和・明確化	<p>銀行の子会社及び銀行持株会社の子会社によるマーチャントバンキング業務(投資家への販売又は自己の資産運用のために、一般事業会社の株式等を持比率の制限なく保有すること)について、想定される懸念(他業禁止の制度趣旨との非整合、株式持合)の復活、銀行グループによる事業支配等)に対する適切な措置を検討するため、大幅に拡充されたい。銀行等による議決権取得規制に係る行政上の取扱いについて、独占禁止法に關しても、銀行法同様、実務に即した具体的基準を定めていただきたい。</p> <p>[要望理由]</p> <p>平成19年12月の金融審議会第二部会報告において、「地域密着型金融の一層の推進等の観点から、ベンチャービジネスの育成、企業再生(地域再生)等の分野を念頭に、議決権保有規制の例外措置の拡充を検討すべき」とされ、マーチャントバンキング業務の一定の拡充が実現する方向となった。一方、同報告では「他業禁止、議決権保有制限等の現行規制の本来的趣旨を踏まえて整理していく必要がある」とも述べられていた。この趣旨を踏まえ、制度整備は当面見送られることとなった。近年、事業承継や事業譲渡、M&A等の増加が高まる中、金融機関に対しては、一時的なエグジット・保有を通じた買収の円滑化等を含む経営課題の解決や、総合的なファイナンスの提案等が求められているが、マーチャントバンキング業務の大幅な拡充は、企業サイドの経営革新にも大きく貢献すると同時に株式投資によるキャピタルゲインの獲得手法の多様化にもつながり、国産競争力強化の観点からも、大きな効果があると考えられる。マーチャントバンキング業務の大幅な拡充に伴って生じる可能性がある懸念(他業禁止の制度趣旨との非整合、株式持合)の復活、銀行グループによる事業支配等)については、既存の規制(株式保有制限規制、優越的地位の濫用に係る規制等)および追加の手段で(例えば、米国と同様に、投資上限額の設定、日常的な経営陣との制限、投資期間の制限等)を課し、そうした事態となる可能性が低い。この点、銀行法では、行政上の取扱いとして、別様式にて、銀行等が超過保有の事実を知った時点を基準として、超過保有期間を計算する取扱を示しているが、独占禁止法についてはこうした定めがなく、銀行等の認識の有無に限らず、「超過日」が起算日とすると、硬直的な取扱がなされている。独占禁止法における議決権取得制限については、ケースによっては実務と異なる形態が生じるものとなっているため、銀行法同様に、顧客の開示実態や銀行実務を踏まえた具体的基準を定めていただきたい。</p>	都銀懇話会	公正取引委員会 金融庁	<p>【金融庁】 銀行等の一般事業会社の議決権の保有については、上限規制(銀行本体とその子会社で会費5%以下、銀行持株会社とその子会社の合算で15%以下)が課されています。</p> <p>【公正取引委員会】 「独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5(保険業を営む会社においては、100分の10)を超えて有することとなる場合における議決権の取得又は保有を規制しています。</p> <p>「同条第2項では、担保権の行使により株式を取得又は所有すること等の事由により、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないと定められています。</p>	【金融庁】 銀行法等による議決権保有規制については、金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書「金融システム安定等に資する銀行規制等の見直しについて」、金融審議会金融分科会「平成25年2月27日」において、「議決権保有制限の上限は、銀行の健全性確保の観点から原則5%を維持しつつ、地域経済の再活性化や企業の再生に資する効果が見込めるもの等に限定し緩和することとされ、平成26年4月1日より緩和措置が取られたところであり、現時点においてマーチャントバンキング業務を銀行等に認めることは困難です。 <p>【公正取引委員会】 「独占禁止法の議決権保有規制については、平成25年11月11日の閣議決定(日本経済再生に向けた緊急経済対策)等により、金融庁における「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方」に関する議論等に基づき(出資規制に係る措置に関して検討を行い、当該措置の実施時までに必要な措置を講ずることとされていたこと、独占禁止法の議決権保有規制の目的(事業支配力の過渡の集中の防止等)の観点から検討を行った結果、平成26年4月1日より緩和措置が取られたところである。このため、マーチャントバンキング業務については措置困難です。</p> <p>「出資先の自己株式取得により他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなった場合、議決権が100分の5を超えて有することとなったことを直ちに把握することが困難な場合があることも踏まえ、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなった日、から直ちに認可を必要としておらず、当該日から1年以内は、公正取引委員会の認可を要せず当該議決権を保有することができるとなっています。また、同条第2項が規定する「他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなった日」とは、当該会社の自己株式取得等により当該会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて保有した日と解すべきとも考えます。</p>		